

全建労発第117号

平成19年12月11日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会

専務理事 野見山 恵弘

(公印省略)

「鋼管足場用の部材及び付属金具の規格」を具備しない
単管ジョイントの使用禁止等の徹底について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、一般に「ボンジョイント」と呼ばれる継手金具は、抜け止め機構が圧着方式のため、引張試験の強度が極めて低いこと等から、鋼管足場用の部材及び付属金具の規格を具備しておらず、ボンジョイントを単管足場用の単管ジョイントとして譲渡し、又は貸与することは労働安全衛生法で禁止されているところです。

この度、今後のボンジョイントを使用することによる労働災害を根絶するため、ボンジョイントを単管ジョイントとして使用しないよう、厚生労働省から別添のとおり、周知徹底の要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業場に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。



基安安発第1203003号

平成19年12月3日

(社) 全国建設業協会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの
使用禁止等の徹底について

労働災害防止対策の推進につきましては、常日頃から格別の御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、一般に「ボンジョイント」と呼ばれる継手金具（カラーに取り付けられているねじを回すに従い、ほぞ部が広がり、単管の内側にほぞ部が圧着することにより抜け止め機能が働く構造のものであって、その他の抜け止め機能のないもの。）は、抜け止め機構が圧着方式のため、引張試験の強度が極めて低いこと等から、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格を具備しておらず、ボンジョイントを単管足場用の単管ジョイントとして譲渡し、又は貸与することは労働安全衛生法で禁止されています。このため、貴会に対しましては、昭和62年9月18日付け基発第549号の3（別紙参照。以下局長通達という。）により、その使用禁止等を要請したところです。

しかしながら、現在でも足場の単管ジョイントとしてボンジョイントが使用されており、残念なことに、別添のとおりボンジョイントを単管ジョイントとして使用したことが原因となって死亡災害が発生いたしました。

つきましては、今後、ボンジョイントを使用することによる労働災害を根絶するため、ボンジョイントを単管足場の単管ジョイントとして使用しないよう、再度貴会の会員に対して、局長通達の内容を周知徹底していただきますようお願いいたします。



基発第549号の3
昭和62年9月18日

(社)全国建設業協会長 殿

労働省労働基準局長

「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について

労働災害防止対策の推進につきましては、常日頃から格別の御協力を賜わり、感謝申し上げます。

さて我が国の労働災害につきましては、貴会をはじめ関係各位の御協力により、年々減少する傾向にありますが、今なお年間86万人の方々が被災する状況にあります。

なかでも、足場などの仮設構造物に係る労働災害が多発しており、作業現場において、適切な仮設構造物を設置することは、労働災害防止上、非常に重要であります。

このため、鋼管足場については、従来より「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」(昭和56年12月25日労働省告示第103号。以下「規格」という。)において所要の規定が定められているところであります。

しかしながら、最近、建設現場において、一般に「ボンジョイント」と呼ばれている継手金具(カラーに取り付けられているねじを回すに従い、ほぞ部が広がり、単管の内側にほぞ部が圧着することにより抜け止め機能が働く構造のものであって、その他の抜け止め機構のないもの。以下「ボンジョイント」という。)が使用されるようになり、単管足場用の単管ジョイントとしても使用されている例が見られるところでありますが、当該ボンジョイントは、①抜け止め機構圧着方式のため、引張試験の強度が極めて低いこと、②抜け止め機能がねじの締付けの程度で圧着の度合が異なるため、当該機能が確実に働いていることの確認ができないことなどから、単管ジョイントとしての規格を具備していないものであります。

つきましては、ボンジョイントが単管足場等の継手金具として使用されることによって発生する労働災害の防止を図るため、貴会の会員に対し、下記事項についての指導方をお願いいたします。

記

- 1 ボンジョイントを単管足場の単管ジョイントとして使用しないこと。
- 2 ボンジョイントを型枠支保工、作業構台など単管足場以外の構造物の継手金具として使用する場合であっても、あらかじめ、その強度上の安全性について十分検討を行い、その安全性を確認した上で使用すること。

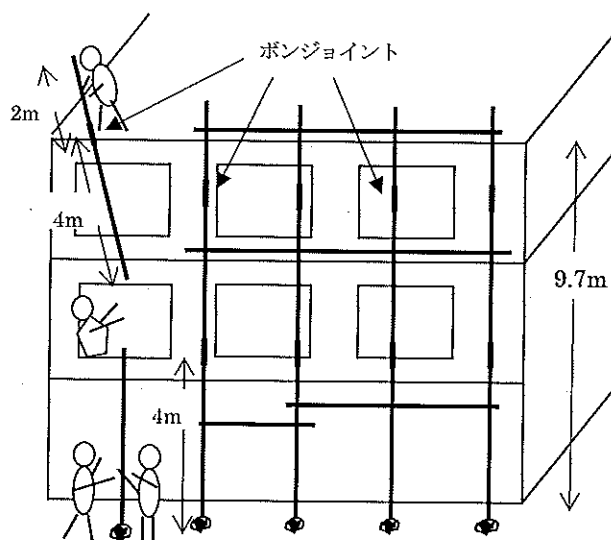
単管ジョイントにボンジョイントを使用して発生した災害の事例

高さ約9.7メートルの3階建てビルの側面モルタル塗装、焼き付け塗装、屋上防水塗装工事に伴い、ビルの周囲に単管足場を組み立てる作業時に災害は発生した。

足場の建地は、2メートル、4メートル、4メートルの合計3本の単管をつなぎ合わせた、延長10メートルのものを、1.8メートル間隔で設置するものであった。建地の組み立て方法は、①地上において労働者2名が4メートルの単管を支えて建て、②屋上部分からは労働者1名が2メートルと4メートルの単管をつなぎ合わせたものを下ろし、③建物の中間の高さにおいて労働者1名が上から下ろしてきた単管と下で支えられている単管をつなぎ合わせるというものであった。

各単管をつなぎ合わせるジョイントは、切り欠き式によって抜け止め機能を有するものもあったが、大半は摩擦接合式の「ボンジョイント」が使用されていた。

14本の建地を建て終わり、15本目を建てるために、屋上の労働者が2メートルと4メートルの単管をつなぎ合わせたものを順次下ろす作業中に、上側の2メートルの単管を持った時、ボンジョイントで接合されていた下側の4メートルの単管が外れて鉛直方向に落下し、直下にいた労働者に激突し死亡した。



本件に関する問い合わせは、

建設安全対策室

内線（５４８９）

をお願いいたします。